

令和8年度長崎県観光まちづくり『つなぐ・つながる』セミナー・ワークショップ
企画運営業務 仕様書

1. 業務の名称

令和8年度長崎県観光まちづくり『つなぐ・つながる』セミナー・ワークショップ企画運営業務

2. 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

3. 実施場所

長崎県内(長崎市及び県北地区を中心とする。)

- ・各回の開催場所は、参加者の利便性、事業効果等を踏まえ、一般社団法人長崎県観光連盟(以下「県観光連盟」という。)と協議のうえ決定すること。
- ・オンライン開催を併用する場合は、通信環境、配信方法、参加者サポート体制等を確保すること。

4. 業務の目的

県内の観光関係者及び地域事業者に対し、セミナー(観光コンテンツの磨き上げや旅行商品の造成、販路開拓等に必要な知識・事例等を提供し、事業者の理解促進を図る講義形式の取組)・ワークショップ(事業者間の連携構築を図る実践型の取組)の実施により、観光コンテンツや商品造成に係るノウハウの習得機会を提供するとともに、事業者間の新たな連携を創出し、テーマ性を有する面的な観光商品づくりにつなげることを目的とする。

《本業務の到達目標》

「セミナー」、「ワークショップ」の取組を通じて、参加事業者による旅行商品の造成・販売、観光庁等の事業への応募を含め事業の具現化及び将来的な事業の自走化を目指す。

5. 予算額

6,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

6. 業務の内容

受託者は、次の業務を実施すること。

(1)セミナー・ワークショップの実施

- ・受託者は下記、①～③のセミナー・ワークショップを実施すること。
- ・また、企画提案の中で、各セミナー等の実施内容(時期、会場、参加人数、プログラム、講師などの実施案)を提示すること。

① おもてなしセミナー

【内 容】 事業者のおもてなし向上、長崎県内の各地域のコンテンツを紹介するなど本県の魅力を伝える知識の習得

【対象者】 長崎コンシェルジュ認定者、長崎コンシェルジュ認定試験受験予定者及び観光関係事業者

【場 所】 長崎市内(オンライン開催も併用)

【回 数】 1回

② 観光まちづくり事業者がつながるセミナー・ワークショップ(初級編)

【内 容】 観光まちづくりに興味のある事業者が、観光コンテンツ造成の基礎を学び、他事業者との連携機会を得られる内容とすること。

【対象者】 宿泊事業者、観光協会、交通・飲食・体験事業者等の観光関係事業者

【場 所】 長崎市内・長崎県県北地区(いずれもオンライン開催も併用)

【回 数】 各1回×2地区＝計2回

③ 観光まちづくり事業者がつながるセミナー・ワークショップ(実践編)

【内 容】 観光まちづくりを実践する事業者が、同業種あるいは他業種との交流促進及び連携形成を通じて、観光コンテンツの具現化につながる内容とすること。

【対象者】 宿泊事業者、観光協会、交通・飲食・体験事業者等の観光関係事業者

【場 所】 長崎市内・長崎県県北地区(いずれもオンライン開催も併用)

【回 数】 各1回×2地区＝計2回

(2)フォローアップ・伴走支援

- ・ ②及び③の参加事業者に対して、観光コンテンツの商品化・販路開拓等の取組への伴走支援を行うこと。
- ・ 企画提案の中で、伴走支援の実施内容(対象者、支援内容、実施時期等の実施案)を提示すること。
- ・ 別途、県観光連盟が募集し委託する長崎県滞在・周遊コンテンツ開発・実証モデル業務(3件採択予定)についても、必要に応じて専門的知見に基づき助言を行うこと。対象事業者は令和8年9月中旬頃決定予定。

(3)情報発信及び参加促進

- ・ 受託者は(1)の参加者募集に必要なチラシ、申込フォーム等を作成し、適切な媒体を活用して集客に努めること。
- ・ 本業務の取組内容及び成果について効果的に情報を発信し、県内観光関係者の参加促進及び機運醸成を図ること。

(4) アンケート

- ・ 受託者は、セミナー・ワークショップ開催の都度、参加者へのアンケートを実施すること。
- ・ なお、アンケート結果は、セミナー・ワークショップ開催の2週間後を目途に取りまとめ、県観光連盟に報告すること。

(5) 成果指標

- ・ 本業務においては、(1)～(4)の取組の成果を定量的かつ客観的に把握するため、参加者数、事業者間連携支援件数、商品造成支援件数等を KPI(目標値)として設定すること。
- ・ なお、KPI(目標値)の設定にあたっては、その考え方とともに、事業効果を適切に測定できる数値を提示すること。

7. 業務実施体制

業務実施にあたっては、次の実施体制のもと業務を運営することとし、受託者は企画提案書において業務実施体制を明確に示すこと。

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため、県観光連盟の担当者と一元的に連絡調整を行い、また、全体の責任を負う全体業務統括責任者を置き、業務全体の進行管理や調整機能を担うこと。
- (2) 受託者は、業務開始にあたって、県観光連盟と協議のうえ業務実施計画書を作成し、提出すること。
- (3) 県観光連盟は、全体統括責任者に対して、適宜事業進捗等の確認を行うものとし、同全体統括責任者は、同確認に対し、誠実に対応するものとする。
- (4) ミーティングの実施
 - ・ 受託者は、県観光連盟と適宜ミーティング(オンライン含む)を行い、業務の進捗状況の報告等を行うこと。
 - ・ ミーティング後は、簡潔な議事録を作成し、速やかに県観光連盟に提出すること。

8. 報告書及び成果品の提出

(1) 提出書類及び成果品

- ① 業務完了報告書(県観光連盟が指定する様式) 紙媒体 1 部
- ② 業務の実施状況がわかる報告書(任意様式) 紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部
(上記「6(2)フォローアップ・伴走支援」における商品化等への取組状況を含む)

(2) 提出期限 令和 9 年 3 月 12 日(金)

(3) 提出場所 一般社団法人長崎県観光連盟

9. 支払い条件等

- ・ 本業務の実施に必要な会場使用料、講師謝金、講師旅費、資料作成費、オンライン配信費その他一切の経費は委託料に含むものとする。なお、県観光連盟が別途負担する経費がある場合は、協議のうえ決定する。
- ・ 本業務に係る委託料は、業務完了後に支払うものとする。

10. その他

- (1) 受託者は、県観光連盟の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により県観光連盟の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県観光連盟と協議のうえ決定する。
- (5) 本業務により生じた著作権等の知的財産(著作権法第 27 条及び 28 条を含む)については、すべて県観光連盟に帰属する。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととする。
- (6) 本事業の実施にあたっては、必要に応じ関係者との連絡・調整を行うこと。なお、連絡・調整にあたっては、電子媒体等を最大限に活用することにより、経費削減に努めるものとする。
- (7) 業務内容の詳細については、受託者の決定後、双方の協議により変更することがある。
- (8) 本業務を進めるにあたっては、発注者が提供する資料を十分に念頭におきながら検討すること。
- (9) 受託者は本業務により知り得た一切の情報について、契約期間中のほか、契約期間終了後又は契約解除後においても業務以外の目的に使用し、または県観光連盟の事前の承認なく第三者に開示してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
 - ア) 業務の遂行に必要な範囲で、受託者の再委託先に対して開示が必要な場合。
ただし、再委託先に対しては受託者と同等の守秘義務を課すものとする。
 - イ) 裁判所又は行政官庁から法令に基づき開示を求められた場合。